

はやぶさ

Hayabusa



*Sagamihara
Corporation Association's
magazine*

2021.11

相模原法人会広報誌

No.234 隔月刊



INDEX

会活……………2

法人会を支えるひと……………3

有限会社キャンディー
代表取締役 笹野恭永さん

ハイライト……………4

令和4年度税制改正に関する提言
令和3年度及び4年度理事監事紹介

活動フラッシュ……………13

令和3年9月～10月

税務署からのお知らせ……………14

〈インボイス制度〉登録申請手続は、e-Taxを
ご利用ください

はやぶさ花子の食べある記……………16

合同会社O.T.D
ONE.TWO.DON

相模原法人会からのお知らせ……………18

社会貢献事業活動にご協力お願いします
新会員紹介 令和3年8月・9月

読者プレゼント……………19

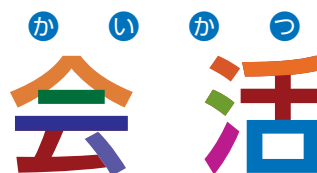
合同会社O.T.D
オリジナルTシャツ「SAGAMIHARA CITY」

〔表紙〕相模原の風景

『アメジストセージ』

公園の花壇でよく見かけます。紫の
がくに白い花を付けます。
メキシコ原産のシソ科のハーブで、
メキシコハーブとも言われ、観賞用
として公園を訪れる人に親しまれて
います。

撮影地／緑区津久井湖花の苑地／松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

事業のお問い合わせは相模原法人会事務局042-755-3027まで



	2021年度版 年末調整実践セミナー	【オンライン】
4日(木)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
15日(月)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
16日(火)	簡単に生産性を上げる方法 研修会	【相模原法人会館及びオンライン】
	全国女性フォーラム新潟大会	【朱鷺メッセ】
17日(水)	新設法人説明会	【相模原法人会館】
18日(木)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
19日(金)	理事会	【相模原法人会館】
20日(土)	中央北支部 親睦バス旅行	【長野県白田りんご園】
24日(水)	決算法人説明会	【相模原法人会館】
25日(木)	税理士会との連絡協議会	【相模原法人会館】
26日(金)	全国青年の集い佐賀大会	【佐賀市文化会館】
	★法律相談	【相模原法人会館】
30日(火)	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】



3日(金)	★e-Tax実務研修会	【相模原法人会館】
7日(火)	★労務相談	【相模原法人会館】
10日(金)	★「消費税のインボイス制度」[女性と季節の養生]	【相模原法人会館】
14日(火)	税務相談	【相模原法人会館】
	決算法人説明会	【相模原法人会館】

※会場の密閉・密集・密接を回避、手指消毒の実施、マスクの着用等、感染予防対策を十分に講じて開催します。

※延期または中止になる場合がございますので、最新情報はHPをご確認下さい。



HOME TEC
CAND



●大沢支部

有限会社 キャンディー
代表取締役

ささの やすなが
笹野恭永さん

自称“健康オタクで資格マニア” 何でもできる電気屋さん

キャンディーは相模原市を拠点に家電の販売、電気工事や修理、アンテナ工事などを手がける会社です。

64年前、笹野恭永さんの父で先代の社長が、「笹野電器サービス」の名で創業。やがて笹野さんのご両親は仕事と親の介護で休む暇もなくなります。

その頃笹野さんは中学生で、剣道で相模原NO.1の実力者でした。高校生になると、両親を手伝うため学校をやめて家業を継ぐことを考えましたが、父から進学と修業を進められ、高校卒業後、専門学校と進み、電気に関する知識と技術を身につけました。

学業を終え他社へ修業に出ようとしていた矢先、笹野さんは交通事故で入院。退院したのは6月で父の店はエアコンシーズンで多忙を極めていたため、修業はやめて家業を手伝うことを決心します。

「父の代では家電の販売が主でしたが、少しでも地域住民の生活の手助けをしたくて、あらたに電気工事も始めました。大きな仕事を請け負うために建築許可取得の資格と共に、省エネ家電を紹介するためスマートライフコンシェルジュの資格も取得しました。資格マニアなんです」との言葉通り、電気、水道、ガス、福祉用品などに関する資格の他、自称“健康オタク”の笹野さんは健康管理士上級指導員の資格も持ち、健康機器や浄水器も取り扱うなど多彩な業務を展開しています。ケイ素水の魅力など、健康にまつわる蘊蓄(うんちく)を広めたい意欲も併せ持ちます。

30年前、CAND(キャンディー)に社名変更しました。「家電製品の故障から、水漏れによる床下の腐蝕を見つけ修繕工事をするなど、他の電気店はやらないようなサービスを提供し、“できる”

のCANと電気屋のDで『なんでもできる電気屋さん』を実践しています。ロゴのDの中に黒点を付け扉をイメージし、お客様のドアを開けるという意味を込めています」と想いを込めます。

ぜひ一度参加して法人会の良さを感じてください

趣味はゴスペル音楽。クリスマスコンサートなどの定番で、気分を高揚させるリズム感や力強いサウンドが人気です。

「合唱というよりシンガーグループです。皆とハーモニーが合った時など、かっこいいなあ!って最高の気分です。ゴスペル音楽のグループをいつかNPO法人にして、相模原のための社会貢献活動として持続させたいんですよ」と夢を追います。

歌が好きで、JAまつりの演芸大会のステージでは10年以上、相手と大トリを務め会場を沸かせてきました。

法人会では支部の会計幹事を担当。また、支部主催の講演会では、日頃の多彩な活動により人脈が広いことから、様々なジャンルの講師探しと交渉を一手に引き受け、成功のため尽力しています。

「異業種の集まりでは、いろいろな情報が得られ、人との繋がりもできます。イベントに一度も出たことがない人は、やはり出にくいとは思いますが、一回でも参加してみると法人会の良さが伝わるとおもいます」と話します。

家庭では奥様と2人暮らし。「僕は、朝のテレビ体操を18年間毎日続けています。体操しないと一日中調子が悪い。最初は無関心だった女房も今では『体操いいわ、この10分間大事だわ』なんて言いながら一緒にやっています」と、笑顔を見せてくれました。

令和4年度 税制改正に関する提言

全国の440ある法人会の令和4年度の税制改正要望をとりまとめ、9月21日の全法連理事会におきまして、「令和4年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言事項につきましては、その実現に向けて、地元の国会議員並びに地方自治体に対し、提言活動を実施します。

公益財団法人全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産(GDP)比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図

だったとの批判は免れまい。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特別定額給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決めずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準(シーリング)も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化という財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒して2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇な

ど金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬(本体)の改定年にあたる。これを機に、次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育

等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながらないよう、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的で

ある。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうか为前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性一などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレゼンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強靱化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15%以上」と我が国

のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるといえる意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合(EU)内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス(逆説)論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス)」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引

き上げる。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の

適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適切であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式(インボイス)」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術

やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えない。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまで

の効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は2050年までに温室効果ガスを実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減(2013年度比)する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



会 長
新倉 裕
(有)ユタカ企業

令和3年度及び4年度の 役員をご紹介します。



副会長
総務委員会／財務委員会
真田 勉
真田石油販売(株)



副会長
税制委員会／青年部会
浦上 裕史
菊屋浦上商事(株)



副会長
厚生委員会
金子 ミサ子
(株)金子畜産



副会長
事業研修委員会／青年部会
岩田 正
(有)岩田組



副会長
広報委員会／組織委員会
藤本 都子
三和紙業(株)



副会長
女性部会
小山 孝子
(株)小山商会



監 事
中村 昌治
(有)石神前中村商店



監 事
森 正雄
(有)エムスリー



監 事
晝間 良雄
(有)ティファニー

委員会



総務委員長
常任理事
尾崎 勲
尾崎理化(株)



財務委員長
常任理事
高橋 英樹
サガミ急送(株)



税制委員長
常任理事
宮崎 明彦
(株)丸庄産業



広報委員長
常任理事
義澤 彰
(同)TGCネクスト



事業研修委員長
常任理事
小口 伸夫
(株)みらい



組織委員長
常任理事
春原 正明
(株)タカチホ産業



厚生委員長
常任理事
山口 誠志
山口自動車(株)

部会



女性部会長
常任理事
安田 純子
(株)アラフラ



青年部会長
常任理事
松田 桂吾
(有)松田建設工業

中央北支部



中央北支部長
常任理事
宮崎 明彦
(株)丸庄産業



小山清新地区長
常任理事
高橋 英樹
サガミ急送(株)



相模原矢部地区長
理事
関戸 和浩
(株)くらや

中央南支部



中央南支部長
常任理事
坂本 昌幸
相模オート硝子(有)



副支部長
理事
山中 達
(株)東洋カイテック



副支部長
理事
宮崎 教行
(有)宮崎電気技術社



大野北支部



大野北支部長
常任理事
草野 太郎
(有)草野測量

大野中支部



大野中支部長
常任理事
竹中 勝藏
(有)竹中左官工業

大野南支部



大野南支部長
常任理事
鈴木 秀人
(有)鈴木瓦工業所



副支部長
常任理事
春原 正明
(株)タカチホ産業

橋本支部



橋本支部長
常任理事
大森 努
(株)NeoCharge



淵野辺地区長
理事
平井 良和
(株)庶民建設



大野中第1地区長
理事
小池 重憲
(株)小池設備



副支部長
理事
小谷 圭一
(株)コンティ



副支部長
理事
國生 猛
(有)国生企画



副支部長
理事
久保 義輝
(有)三幸ハウジング



共和地区長
理事
齊藤 啓夫
(株)鹿沼



大野中第2地区長
常任理事
小口 伸夫
(株)みらい



副支部長
理事
宮崎 健一
(株)FUN



副支部長
理事
高橋 健吾
(有)高橋エステート



副支部長
理事
江成 藤吉郎
(有)ジャングル・エンタープライズ

大沢支部



大沢支部長
常任理事
山口 康章
(株)菊菱商事



副支部長
理事
小川 美智男
(有)小川石油



副支部長
理事
久保田 憲藏
(有)久保田写真館



田名支部



田名支部長
常任理事
田所 敬一郎
(株)田所製作所

上溝支部



上溝支部長
常任理事
石原 武
(有)石原組

新相麻支部



新相麻支部長/麻溝台地区長
常任理事
鈴木 晴澄
(株)スズコー



副支部長
理事
高橋 成育
高橋産業(株)



上溝地区長
理事
市村 努
(有)市村塗装



麻溝地区長
理事
伊波 耕文
(株)伊波総建



相武台地区長
理事
土田 喜正
(株)タケダホームサービス



新磯地区長
理事
荒井 優子
(株)章栄石油

相模台支部



相模台支部長
常任理事
林 大介
(有)ハヤシ美掃



副支部長
理事
山際 華代子
(有)吉原バレエ学園



副支部長
理事
山口 恒
(株)山口工業



津久井第1支部



津久井第1支部長
常任理事
米山 利夫
(有)中原製作所



津久井地区長
理事
足立 哲
(有)津峯アルミ



城山地区長
理事
杉寄 貴之
(有)杉崎水道

津久井第2支部



津久井第2支部長/相模湖地区長
常任理事
福本 寿
(株)協和観光

活動フラッシュ

2021年9月▶10月

地域美化運動の実施 9/17(金)

中央北支部



内容／有志が集まりゴミ拾いを実施
場所／西門商店街周辺

税に関する絵はがきコンクール審査会 9/28(火)

女性部会



内容／税に関する絵はがきコンクールを実施し、審査会で厳正なる審査を行いました。(写真中央:相模原税務署長)
場所／相模原法人会館

全国大会 岩手大会オンライン開催 10/7(木)

全国法人会総連合



内容／税制改正提言の報告及び租税教育活動の事例発表
記念講演会
演題／ユーザーイン経営
講師／アイリスオーヤマ(株) 代表取締役会長 大山 健太郎 氏
場所／盛岡市民文化ホール

署長を囲む座談会 10/12(火)

女性部会・青年部会



内容／「税と国境」
講師／相模原税務署 署長 高岡 典彦 氏
場所／相模原法人会館

日帰りバス研修 10/22(金)

女性部会



内容／立川防災館見学(地震・煙体験)高尾山ケーブルカーとさる園、ひな鳥山

インボイス制度

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

🎵 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書(インボイス)を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



登録申請のスケジュール

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の受付開始

インボイス制度の導入

🎵 e-TAXによる登録申請手続

【事前準備】 e-Taxの利用には、電子証明書(マイナンバーカードなど)が必要となりますので、事前に取得をお願いします(マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。)



マイナンバーカード
の取得申請



【登録申請手続】 電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。



ソフトウェア	e-Taxソフト (WEB版)	e-Taxソフト (SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式(画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ)		帳票形式(書面と同様)
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

e-Taxソフト(WEB版)及び e-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

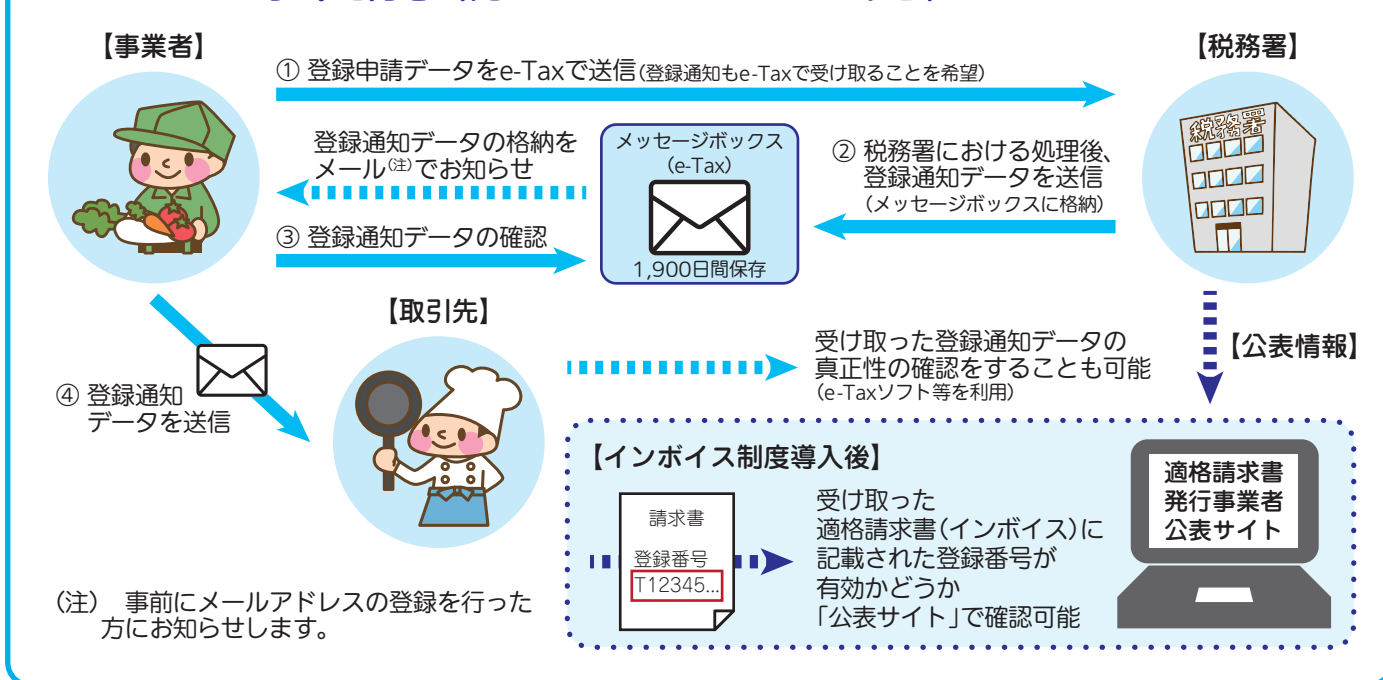
インボイス制度
特設サイト



操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル\(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル\(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

登録申請手続は全てe-Taxで完結できます!!



お問い合わせについて

【e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 ▶ **0570-01-5901**
(ナビダイヤル(有料))

受付時間 ▶ **9:00~17:00**
(土日祝及び年末年始を除く。)

※1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※2 最新の情報は、e-Taxホームページの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」をご確認ください。

【マイナポータルAPに関するお問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 ▶ **0120-95-0178**
(無料)

受付時間 ▶ (平日) **9:30~20:00**
(土日祝) **9:30~17:30**
(年末年始を除く。)

【インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ】

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 ▶ **0120-205-553**
(無料)

受付時間 ▶ **9:00~17:00**
(土日祝及び年末年始を除く。)



唐揚げ 「人生で一番美味しい」と言われた 白いカレー&



**ONE
TWO
DON**



お洒落な店舗外観や店内の様子、運ばれてくるお料理など写真では紹介しきれないONE TWO DONの動画が見られます。

中村和希さん

ONE TWO DONオーナー。木目調をベースに、お洒落な店舗外観、落ち着いた店内空間を手作りで演出している。舞台美術に携わった経験を活かし、ジャストサイズの客席を自ら製作。



DONカレー&唐揚げ1,000円(税込)

ワン ツー ドン ONE TWO DON

合同会社O.T.D 大野南支部

花 相模原市役所からほど近く、こげ茶色の木の壁に白抜きの英文字が映えるONE TWO DON(ワンツードン)を訪ね、オーナーの中村和希さんにお話を伺いました。

中 元々はクラシックバレエやオペラの舞台美術の仕事に10年ほど就いていましたが、料理も好きだったので2011年頃、副業でキッチンカーを始めました。失敗したら車を売ればいいだけのこと。もしうまくいけば、ゆくゆくは店舗でやってみたいなと思っていました。

花 キッチンカーで、どんなところを巡ったのですか？

中 約2年間、中央区を拠点に宣伝も兼ねて、この近辺でカレーを軸に出店しました。スポーツが好きなのでスタジアムへも出店しに出かけました。2013年4月に、少しは認知されたかな、これならいけるかなと思ってお店を出しました。

花 店内の壁のいたるところにラグビーやサッカーなどスポーツ選手のサインが書

かれていますね。

中 スタジアムで出店した時に食べてくれた選手の皆さんが、開店したことを知って来てくれました。

店名に込めた想いと、美味しさの秘密

花 お店を始めた時、ONE TWO DONという店名にした理由を教えてください。

中 僕が高校生の時に宮崎県で通っていた洋食屋さんの名前です。今はもうないのですが、すごく好きな店でした。うちの店の名が世間に轟くことは、たぶんないのですが、もしもそんなことになったら、宮崎の店のオーナーが来てくれるんじゃないかなって、そんな願いを込めてつけました。

花 宮崎のオーナーさんが見つけてくれるといいですね。お店の人気メニューは何ですか？

中 カレーと唐揚げです。カレーは、たまたま作ったのが売れて、リピートしてほしいという声がたくさんあったので、これを軸にしようと思いました。ちょっと変わった見た目も良かったのかもしれませんが。ココナッツミルクを使用しているので、白いんです。DONカレーを食べてみてください。

花 白いカレー！インパクト大きいですね。いただきます。ココナッツミルクのおかげで、少し甘味を感じられてとてもマイルド。それでいてスパイスはしっかり効いているんですね、とても美味しいです。調理法は秘密ですか？

中 いいえ、かまわないですよ。水を使わずにココナッツミルクだけを使っています。ココナッツミルクもたくさん種類があるので、いろいろ試しました。その中で一つだけ



スタッフの皆さん。笑顔で温かく迎えてくれます。



木目調のテーブル、椅子、パーテーションで落ち着いた食事ができる客席は、中村さんの手作り

うまくいっただです。だから、そのココナッツミルクの製造が終わったら、うちのカレーもなくなってしまうかもしれません。

花 そんな…それは残念ですが、選び抜かれた味なんです。

中 野菜は見えませんが、細かくした人参、玉葱、生姜、ニンニクなど入っています。あれこれ試作を繰り返す中で、どれが欠けても駄目なことがわかり、特に人参は欠かせません。

花 すべてが揃ってこそその美味しさなんです。この美味しさを創り出すのに、他にどんなご苦労がありましたか？

中 最初に作った時、レシピを取っていませんでした。しかし、意外にもヒットして、思い出しながら2回目を作る時が大変でした。スパイスも20種類ぐらい入っています。

花 もう一つの人気メニュー、唐揚げも外はカリカリ、中はジューシーです。

中 唐揚げも注文が多くて。なんでこんなに？って思ってアンケート取ったことがあるんです。そうしたら「唐揚げを食べてきた人生の中で、一番美味しい」「今までの唐揚げの中で一番好き」って書いてもらえて。全員じゃないですよ、でも、そんな嬉しい言葉をいただける唐揚げなら、もしか

たらいけるかもと思って、主力メニューにしたんです。

花 唐揚げの美味しさの秘密も聞いていいですか？

中 特別な秘密はないですよ。片栗粉だけで揚げるんです。肉に味をつけて、粉をつけて、普通に作っています。

花 その他のメニューも含めて、調理全般でこだわっていることはありますか？

中 当たり前で出すということですね。その点は厳しくしています。たとえばサラダなら、シャキシャキした瑞々しさ。カレーなら、ふっくらだけど少しかめのご飯などです。決して妥協はしません。スタッフにも、自分がお金を払って食べた時にどう思うか、迷った時はそれを考えてと話しています。

花 それは素晴らしいです！そういう思いが料理に現れて、お客さんに伝わるから人気なんです。

大好きな相模原市のための ビジネスプラン

花 今後、新しいメニューを考案するなど、計画や抱負はありますか？

中 今、いろいろ考えている最中です。唐揚げの専門店も検討しています。インターネットを使った新しい提供のしかたも勉強中

で、やってみたいことがたくさんあります。

花 お店のSNSサイトで見たのですが、相模原シティの英文字と丹沢の山を描いたオリジナルTシャツも作って販売しているらしいですね。

中 今、大変な時期だから、相模原の街を盛り上げたくて作ってみました。たとえば出かけた先で、見ず知らずの他人同士だけど同じTシャツを着ていたら、面白いんじゃないかなって思っています。実際に「〇〇で着ている人、見たよ」なんていう声も聞いています。

花 お店でもネットでも買えますか？

中 はい。相模原が好きだという思いをこめました。誰かに届いたら嬉しいです。相模原はアウトドアレジャーの場所も充実しているので、将来はアウトドア関連グッズなども作っていきたくと思っています。

花 ONE TWO DONから料理やTシャツ、アウトドアグッズを通して地域と繋がる輪が広がっていくといいですね。ありがとうございました。



●相模原市中央区中央3-7-9 ●TEL.070-5010-1112
●営業時間／11時～14時30分(ラストオーダー13時30分) 17時～20時 ●定休日／土日祝

* 相模原法人会からのお知らせ *

女性部会 社会貢献事業活動にご協力をお願いします。

女性部会では、使用済切手・未使用タオルの寄付を募っております。

使用済切手等寄贈活動

皆様からの使用済切手は相模原ボランティア協会へ寄贈しています。寄贈した使用済切手類は分類整理後、収集家によって換金されます。換金した資金は、体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャブボランティア等の購入や維持管理等に利用されています。

◎**使用済切手**

切手はどんな切手でも結構です。(普通切手・記念切手等) 切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1 cm くらい残して、大きめに切り取ってください。

※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。



タオル類寄贈活動

皆様のタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。タオル類は施設に入居している方が使用する他に、掃除用にも使用しています。タオル類は常に不足しているため、大変喜ばれています。

◎**フェイスタオル**

◎**バスタオル**

色・形は問いません。手ぬぐい・おしぼりも可。

中古タオルは新型コロナウイルス感染症防止の観点から当分の間、見合わせています。

新会員紹介

令和3年8月・9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 ACE	電気工事(建設業)	坐間 直樹	相模原市南区当麻812-1-2	麻 溝
株式会社 ロコペイント	塗装工事業・技能教授業(絵画教室)	稲垣 博子	相模原市緑区広田9-7	城 山

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
- ◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。
右のQRコードをご利用ください。



本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。
どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,500部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)
内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと
料 金：33,000円(1回)
お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。



相模原を盛り上げたい!!

オリジナルTシャツ

「SAGAMIHARA CITY」

3名様にプレゼント!

取扱店:ONE TWO DON本店
〒252-0239 神奈川県相模原市中央区3-7-9 1F
TEL:070-5010-1112
営業時間:月曜日~金曜日11:00~14:30、17:00~20:00
定休日:土・日・祝日
提供元:合同会社O.T.D

応募締切り令和3年11月30日(火)

今すぐハガキかFAXで!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局まで
Faxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名:「オリジナルTシャツ」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など



◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

※サイズは選べません。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

Member recruitment

青年部会員募集

お待ち
しています!



会員大会で税金体操実施



◎入会資格/相模原法人会正会員又は賛助会員の方で 50 歳 以下の経営者、またはそれに準ずる方



研修会



租税教室



事業報告会

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027

新しい仲間たち

ふりがな
氏名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



とうじょう りん
東城 凜



- ①株式会社
ノジマステラスポーツクラブ
- ②女子サッカーチームの運営
- ③新磯地区
- ④笑って損したものなし
- ⑤今年度から日本初の女子プロサッカーリーグ『WEリーグ』が始まりました。弊クラブも神奈川県唯一のチームとして参戦いたします。優勝を目指して頑張りますので、応援のほどよろしくお願いいたします。

ひめの だいすけ
姫野 大輔



- ①株式会社シュウコーポレイション
- ②健康食品卸売業
- ③相模台支部
- ④一陽来復
- ⑤健康食品の卸売業として、フィリピンやシンガポールにコラーゲン系の食品をメインに販売させていただいております。
相模原で生まれて育ったご恩もありますので、諸先輩方から色々な経験や刺激をもらいつつ、自分自身もこの相模原に恩返しを沢山できるようにがんばらせて頂きます。よろしくお願いいたします。

かとう れみ
加藤 礼美



- ①株式会社Tasty Provide
- ②飲食業
- ③相模原矢部地区
- ④人は苦難の中では磨かれるが
安逸の中では墮落していく
- ⑤JR相模原駅前でLuce Rossa、海馬、Rafi、ROSEOを経営しております。
このご縁があって入会させていただきました。
よろしくお願いいたします。